

若狭における福井県の「でたらめ行政」を検証する（その45）

# 河内川ダム建設の無駄と無謀 その⑳

河内川ダム建設工事に係る

## 関西電力熊川発電所へのダム補償金に疑惑 12

（小浜市） 松本 浩

関西電力の第三者委員会の調査発表を受けて、関西電力が公表した「役員報酬カット分の補填(ほてん)約 2億6000万円」の原資も、福井県が施工した河内川ダム建設工事の不正支出金である。

- 1) 発電設備の取水設備工について。(第 236 号) -----
- 2) 発電設備の付替水路工について。-その① (第 237 号) -----
- 2) 発電設備の付替水路工について。-その② (前 238 号) -----
- 2) 発電設備の付替水路工について。-その③ (今 239 号) -----

令和 2 年 10 月 12 日、福井県嶺南振興局小浜土木事務所の河内川・大津呂ダム総合管理事務所で「公文書非公開決定通知書」(右書面)に係る話し合いがもたれた。

席上、要旨次のような会話が交わされた。

所長：本庁河川課から、松本さんが請求された公文書は存在しないという通知が来ている。


松本：……平成 31 年度、……令和元年 7 月 25 日変更申請、同 8 月 26 日変更承認の後は河内川ダム事業の補助金交付申請はしていないということですね。

所長：そういうことですね。

松本：しかし、それだと、ちょっと大変なことになりますね。令和元年 8 月以降、それ以前の事業費、補償工事費などが変更されていない、修正もされていないということですね。

所長：そうです。

松本：それだと本当に大変なことになりますよ。平成 30 年度当初補償工事費予算は付替町道工 5700 万円だけでしたが、年度末の補助金変更申請で 1 億 4700 万円に増額



様式第 4 号 (第 3 条関係)

### 公文書非公開決定通知書

河 第 4 6 5 号  
令和 2 年 10 月 12 日

松本 浩 様

福井県知事 杉本 達治

令和 2 年 9 月 28 日付けで請求のあった公文書の公開について、福井県情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり公文書の全部を公開しないことを決定したので通知します。

公文書の名称	1 令和 1 年度国庫補助金交付変更申請 (7 月 25 日) 及び同変更承認 (8 月 26 日) 以降に同変更申請及び同変更承認があれば、その関係文書。 2 令和 2 年度国庫補助金交付申請及び交付決定文書
公開しない理由	1 令和 1 年度国庫補助金交付変更申請 (7 月 25 日) 及び同変更承認 (8 月 26 日) 以降に、同変更申請は行っておらず、公開請求に係る公文書が存在しないため 2 令和 2 年度の国庫補助金交付申請は行っておらず、公開請求に係る公文書が存在しないため
※ 公開することができる期日および範囲	一年 一月 一日 (この日以降に改めて請求してください) (範囲) -
担当課(所)	土木部河川課ダム建設管理・足羽川ダム対策グループ (電話番号 0776-20-0485)
備考	

注 ※印の欄は、公開しない部分について、公開できるようになる期日があらかじめ明らかであるときに記入してあります。

1 この決定に不服のある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福井県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この決定の取消しの訴えは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福井県を被告として提起しなければなりません。この場合において、福井県を代表する者は福井県知事となります。

3 1 の審査請求をした場合この決定の取消しの訴えは、2 にかかわらず、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

されましたね。熊川発電所付替水路工事費 9000 万円が追加されたためですね。

所長：…… はい。

**松本**：この 9000 万円の使途について、私は昨年、公文書公開を請求して福井県に質しました（9月18日請求、11月7日開示）。

その際、福井県は、「9000万円の使途は、付替水路工30-1と付替水路工30-3である」として、その工事管理台帳、設計書、支出伝票、工事写真などが開示されました。

また、河内川ダムの地元若狭町の北原町議は、この7月28日、日本共産党地方議員団の福井県交渉の席で、前以て通告した質問項目に基づいて、本件9000万円に該当する工事の工事管理台帳の開示を求め、その工事の内容の説明を求めました。

これに対して、県の河川課長は、北原町議に付替水路工30-1と30-3の工事台帳を開示して、9000万円が確かにこの2件の工事に使われたと説明されましたが、今回、この「公文書非公開決定通知書」は、北原町議に対する河川課長の説明が嘘、虚偽であったことを、福井県自身の手で証明する結果になっていますね。

**所長**：ン……？

**松本**：（平成30年度と31年度の「国庫補助金交付決定通知書」の「河内川ダム事業総括表を示す）この平成31年2月25日に国土交通省が承認した30年度の変更実施内容では、「補償工事費5700万円」に「付替水路工9000万円」が追加されて、1億4700万円に増額されましたね。

**所長**：はい。

**松本**：ところが、翌年度、平成31年度当初の「河内川ダム事業費総括表」で30年度の補償工事費実績を見ますと、30年度実績は5700万円となっていて、追加された9000万円が実績から消失しています。

**所長**：……

**松本**：……平成30年度の「総括表」では、29年度までの「補償工事費実績」の数値が9,781,514千円で、平成31年度の「総括表」を見ますと、30年度までの「補償工事費実績」が9,838,514千円です。つまり、平成30年度の補償工事費の実績は、9,838,514千円－9,781,514千円ですから……、

**所長**：5千、……何百万になりますね。

**松本**：……5700万円です。

**所長**：……

**松本**：これだと、平成30年度の補償工事、付替水路工30-1、30-3に間違いなく9000万円を支出したという福井県の説明が怪しくなってきましたね。

**所長**：しかし、これは、31年度当初のものですから、30年度の清算が…

**松本**：まだ済んでいない……しかし、その後、平成31、つまり令和元年7月25日に福井県が国土交通省に補助金交付決定額の変更を申請し、8月26日に承認されたこの「平成31年度総括表」を見ましてもこの通りです。補償工事費については、4月当初の数値と変わっていません。30年度実績は5700万円のまま変更されていませんね。

**所長**：……

**松本**：平成29年度までの「補償工事費実績」も9,781,514千円となっていますし、30年度までの実績も9,838,514千円と変わっていませんよね。

8月ではもう、前年度会計の処理は済んでいる筈ですね。

**所長**：……

**松本**：福井県の公文書からは、発電所付替水路工事に使われた筈の9000万円が間違いなく消失していて、今、それ以外の公文書は存在しないとの通知書が正式に届いたのですから、9000万円の使途不明に疑いの余地はありません。

**所長**：……

**松本**：しかし、これは大変なことですよ。年度末に変更追加された発電所の補償工事費9000万円はどこへ消えたんですか。はっきりしたご説明を頂かなければなりませんね。

**所長**：……それは、当事務所から…ということでしょうか。それとも…

**松本**：……、本庁の河川課でしょうね。

**所長**：……

**松本**：これは犯罪ですよ。恐ろしい犯罪だと思いますよ。もともと、河内川ダムに水没する関西電力の熊川発電所導水路の工事補

償費は、もっと安かったんですよ。

この「発電所補償概算額表」（右表）は、かつて、「コンクリートから人へ」のローガンを掲げて勝利した民主党政権が、福井県に河内川ダムの検証を求めた際に、福井県がコンサルタント会社のニュージェックに 2000 万円以上の委託費を払って作成し、国に提出した報告書に記載されていたものです。

膨大な資料であったために、県の河川課が開示する際にうっかり見過ごして、墨塗りを免れた資料です（平成 29 年 8 月 31 日の文書開示の席上、筆者が本件「概算額表」を提示したとき、本庁ダム建設 G の Y 主任は顔面蒼白となった）。

所長：……

松本：この表では、熊川発電所導水路の付替補償工事費が、180m で 4353 万円と試算されていますね。ずっと後の資料でも付替導水路工事費は 4 千数百万でしたよ。この 4 千数百万の水路工事に福井県は、平成 29 年度 2 億 400 万円、平成 30 年度に 9000 万円、31 年度に 6400 万円、合計 3 億 5800 万円の補償工事費を計上してきたんですからね。

所長：……

松本：しかも、付替水路工 30 - 1、30 - 3 として福井県が西野土木に発注した 2 件の工事費 8600 万円の費用は、この 3 億 5800 万円とは別会計であるとされた訳ですから大変なことです。

だけど、今回のこの 9000 万円は、本当にどこに消えたんでしょうね…。

この金は関西電力の発電施設の導水路に対する補償費として計上されていますから、行き先は関西電力だと私は思っています。

しかし、このような恐ろしい犯罪は、県の出先機関で企画することができるとはとても考えられませんね。ダム事務所では無理でしょう。

この犯罪を企画したのは、関西電力に自分の実力を誇示したい高浜町の森山元助で

表-3.1.26 発電補償概算額

(単位:千円)				
	単位	単価	数量	金額(H23~)
<b>補償費</b>				<b>59,560</b>
発電所導水路	m	180	250	43,500
既設取水施設撤去工				6,060
鋼材撤去	t	230	12	2,760
コンクリート撤去	m <sup>3</sup>	30	110	3,300
停止減電補償	年	2,000	1.5	3,000
永久減電補償	年	500	10	5,000
運転再開補償				2,000

平成23年10月 福井県がダム検証の要請に応じて提出した報告書より

あり、実行させたのは、森山元助役の依頼を断り切れぬ弱点を握られていた西川一誠知事でしょうね。

なお、河内川ダム建設工事に係る熊川発電所補償金としては下記も支払われている（発電機 130kW、関西電力 147 ヶ所ある水力発電所の下から 2 番目の出力、大正 8 年 9 月運転開始）。

受領者はいずれも、大阪市北区の関西電力（株）水力事業本部である。

- ・「熊川発電所の発電停止による減電補償（工事期間中）」 平成 29 年 10 月 31 日  
補償契約書 5,699,000 円
  - ・「熊川発電所の長期停止に伴う維持管理費用補償」 平成 29 年 10 月 31 日  
補償契約書 2,346,810 円
  - ・「熊川発電所長期停止による減電補償」  
平成 31 年 4 月 26 日  
支出命令書 13,775,700 円
  - ・「熊川発電所永久減電補償」  
令和 1 年 12 月 10 日  
支出命令書 18,276,000 円
  - ・「熊川発電所長期停止による減電補償」  
令和 1 年 12 月 10 日  
支出命令書 5,493,700 円
- 熊川発電所減電補償 合計 45,591,210円